

公益の風 #23

東北公益文科大学大学院公益学研究科修了生
酒田市職員

丸藤 一 貴



庄内地方における公益活動の代表例として、庄内砂丘における砂防林の植林活動がよく挙げられる。特に、佐藤藤蔵、曾根原六蔵、本間光丘らによる江戸時代の植林活動が著名であり、その功績が現代に伝えられている。

庄内砂丘は南北35キロに及ぶ長大な砂丘であり、かつては砂丘から飛んでくる砂によって周辺集落に深刻な被害が発生していた。植林以前の庄内海岸部では、風が吹くたびに「砂吹雪」が起り、家屋・田畑・用水路・道路などが砂に埋まったとされている。このように、かつて飛砂は恐ろしい「災害」であったが、先に述べた江戸時代の植林や戦後の植林によって、現在は飛砂被害を

防災活動と公益

意識することは少なくなかった。砂防林の植林という防災活動によって災害が抑止され、不特定多数の住民の利益が生まれたわけである。この意味で、防災活動は代表的な公益活動の一つであるといえる。

このような考えのもと、私は大学院での研究テーマに「防災」を選んだ。具体的には、大川小学校津波訴訟の高裁判決等を分析することによって、災害時の児童の避難行動について行政が果たすべき注意義務を明らかにすることを目的とする研究に取り組んだ。

東日本大震災における大川小学校津波訴訟の高裁判決は、学校の教員及び教育委員会は、「学校の防災計画を作成する際に、自治体を作成したハザードマップの信頼性について独自の立場から検討する義務」を負うと判示した。しかし、防災に関する高度な注意義務を専門外の学校関係者に負わせることは、不適切な災害対応に繋がるため妥当ではない。そこで本研究では、上記の注意義務を市町村の防災担当部署に負わせるための法理論を考察した。

考察の結果、市町村の防災担当部署は、災害対策基本法49条の4第1項、同法49条の9、同法

施行令20条の3第2号等を根拠として、児童を含む住民に対し、指定緊急避難場所の指定及びハザードマップの作成の過程において、対象災害の浸水想定区域の信頼性について、市町村独自の立場から、実際の立地条件に照らしたより詳細な検討を行う職務上の義務（パツファゾン検討義務）を負うという結論に至った。上記の検討義務を履行することは、市町村の防災担当部署にとっては重い負担となり得るが、ハザードマップの正確性を担保するために必要不可欠な行為である。

今後、防災は行政の仕事という社会の認識が変化しはじめる。住民や地域コミュニティを主体とする自助・共助の取り組みが活発になっている。それに比例して、行政が住民らに提供する防災情報の重要性が高まっている。なぜなら、平時において住民や地域コミュニティが防災

活動（避難計画の策定や避難訓練など）を行うときには、行政が提供するハザードマップなどの防災情報の活用が必要不可欠となるからだ。そして、それらの防災活動が効果をあげるためには、基礎となる防災情報の正確性が担保されていなければならぬ。

今後の行政の防災活動（公助）は、住民らへの防災情報の提供のように、自助・共助による防災活動を下支えする役割が主となっていくと考えられる。この役割を全うしていくため、今後、行政の防災担当部署には専門性の増強などの体制強化が求められる。



石巻市震災遺構大川小学校